知財法務の勘所Q&A (第10回)

平成30年特許法・不正競争防止法・著作権法等の改正案



アンダーソン・毛利・友常法律事務所 弁護士 城山 康文

今年(平成30年)の第196回国会(通常国会)に提出された特許法・不正競争防止法・著作権等の改正案について、概要を教えてください。

▲ 第196回国会(通常国会)には、内閣により、「不正競争防止法等の一部を改正する法律案」 及び「著作権法の一部を改正する法律案」が提出されました。網羅的かつ詳細な解説は、 今後、各種論稿が発表されることになると思いますが、知財法務の実務家の観点から、その主要 な内容について、概要を速報します。

1 新規性喪失の例外 (特許・実用新案・意匠)

まずは地味なところから。特許を受ける権利を有する者の意に反する公知(例:特許を受ける権利を有する者が秘密保持契約の下で取引相手に開示した発明を、当該被開示者が秘密保持契約に違反して公開してしまったとき)や、特許を受ける権利を有する者の行為に起因する公知(例:特許を受ける権利を有する者が特許出願前に実施品を販売してしまったとき)の場合、公知になってから所定期間内であれば、新規性喪失の例外の適用を受けることができます(特許法30条1項・2項)。この所定期間が、現行法では6か月ですが、改正法案では1年に延長されます。この点は、環太平洋パートナーシップ協定(TPP協定)の締結に伴い、平成28年特許法改正に既に盛り込まれて成立済みだったのですが、平成28年改正法の発効の見通しが立たなくなったことから(TPP協定の発効が平成28年改正法の発効条件となっていましたが、ご承知のとおり米国脱退のためにTPP協定は未発効です。ただ、米国抜きのTPP11協定が平成30年3月8日に署名されました。)、今回の平成30年改正法案に盛り込まれました。特許法30条は実用新案法11条により実用新案登録出願にも準用され、また、意匠法4条1項・2項についても特許法30条1項・2項と同様の改正がなされます。

改正と関係はありませんが、実務的な注意点は、手続要件の履行です。出願に際して新規性喪失の例外適用を受けようとする旨の書面を提出し(特許法30条3項)、かつ、出願日から30日以内に当該例外適用を受けることができる発明であることの証明書を提出しなければなりません(特許法30条4項)。たとえば、大阪地判平成29年4月20日(平成28(ワ)298号)は、原告(出願人)が出願手続において新規性喪失の例外適用を受けるために提出した証明書に記載されてい